

令和8年度墓地・埋葬等に関する法律の死体処置に関する覚書について

1 墓地・埋葬等に関する法律の死体処置業務について

- (1) 千葉市生活衛生課（以下「市担当課」）から、死体の埋葬又は火葬を行うものがない死亡人について連絡があり次第、警察署案件については死体検案書を入手し、千葉市が指定する場所から死体を納棺し、運輸局の指定を受けた車両で自己所有の死体安置室へ搬送保管する。
市担当課からの連絡前に警察署等から連絡があった場合、市担当課へ確認の上、搬送保管等を行うこと。
また、病院等から死体の埋葬又は火葬を行うものがない者についての事前連絡があった場合、対象者が夜間・休日・祝日に死亡し、病院等から死亡の連絡があり次第、自己所有の死体安置室へ搬送保管すること。
死体処置業務に係る葬祭事業者の選定は、過去の実績等を踏まえて、市担当課が行う。
- (2) 死体の火葬又は解剖による移送が生じた場合には、市担当課の指示に従って搬送する。
- (3) 死体の搬送保管から火葬に至るまでの事務手続きを速やかに対応できるように、市担当課や関係機関との連絡等を密に行うこと。
また、遺族等が火葬に立ち会う場合、連絡等の調整を行うこと。
- (4) 死体検案料は、一旦、取扱業者において支払うものとし、市への請求の際、死体検案料の領収書の写し、死体火葬許可証の写しを添付するものとする。
- (5) 火葬した遺骨は千葉市桜木霊園に納骨すること。納骨の時期については、市担当課と調整を行うこと。

2 覚書（案）について 別紙2のとおり ※参考です。押印等はしないでください。

3 覚書の締結期間について 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 覚書を交わすことのできる業者の要件について

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、次のいずれにも該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 当該覚書締結申込書提出期限前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - カ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を覚書提出申込書提出期限の日までの間に受けている者
- (2) 千葉市内に本店、支店又は営業所等（以下、「事業所等」という。）を有すること。
- (3) 千葉市税（延滞金を含む）を完納していること。
- (4) 貨物自動車運送事業法第3条の規定に基づく運送事業の許可において、「靈きゅう」の運送が可能であること、かつ、事業区域に千葉市全域を含むこと。
- (5) 事業所等に死体安置室があること。
- (6) 千葉市行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則（昭和62年7月1日規則第49号）第11条に規定する別表に示した価格に応じられること。

(7) その他、千葉市の指示に応じられること。

5 取扱費用について

上記4(6)の規則の規定に基づき市が取扱業者に支払う費用は、死体処置業務1件に対し、以下のとおりとする。

(1) 生活保護法による葬祭扶助基準額

【参考】令和7年度基準額 大人 219,000円以内
小人(12歳未満) 175,200円以内

※令和8年度の基準額は変更となる場合があります。

※基準額は保管料5日、検案料、火葬代等、葬祭に付随する全ての費用を含む。

(2) 上記以外に死体の保存のために特別な必要があるときは、必要最小限度の範囲で保管料の実費を加算することができる。

(保管料は必要最小限度の実費です。請求する際は、「千葉県死体引き取り日：〇〇年〇月〇〇日。〇〇年〇月〇〇日火葬。〇日間保管×一日のドライアイス単価△△円」などと、実費額の算定根拠を明確にわかりやすく記入してください)

6 提出書類

(1) 覚書締結申込書

(2) 上記4(1)ア～カに該当しないことの誓約書

(3) 連絡先等確認書

(4) 千葉市が発行する滞納無証明書

(5) 運輸局の運送事業許可書(写)

ただし、運送事業許可書に記載された法人名が現在と異なる場合は、現在の法人との関係が分かる書類を添付すること。

例：法人登記の履歴事項全部証明書等

(6) 事業所等の外観写真

ただし、市内に複数の事業所等を有する場合は、(3)により提出する連絡先等確認書に記載された事業所のみ提出すること。

(7) 死体安置室の状況がわかる写真

(8) その他覚書の締結にあたり、上記4の要件を確認するため、千葉市が必要と認めた書類

7 提出方法

郵送又は持参とする。

【郵送先又は持参場所】

〒260-8722

千葉県千葉市中央区千葉港1-1

千葉市役所本庁舎高層棟9階カウンターA

千葉市保健福祉局医療衛生部生活衛生課計画班宛て

電話 : 043-245-5222

FAX : 043-245-5556

メールアドレス : seikatsueisei.HWM@city.chiba.lg.jp

8 質問の受付

電子メール又はFAXにより、上記7に送付すること。

○送付期限：令和8年3月27日(金)16時30分

※1 回答は送付された電子メールアドレス等に返信します。

※2 様式は任意ですが、返信先がわかるようにしてください。

9 提出期限

令和8年3月31日（火）16時30分【必着】

10 その他

- (1) 覚書の締結については、申込書を提出した業者のうち、上記4の要件を満たしていることが確認された業者に対して、別途ご連絡いたします。
- (2) 覚書の締結は、締結期間中に千葉市が死体処置業務に係る葬祭事業者に選定することを確約するものではありません。
- (3) 本委託に係る令和8年度予算が議会の議決を得られない場合は、覚書締結手続を中止します。